浄化槽設置補助制度について

制度の主旨

この補助制度は、川や海をきれいにするために、単独処理浄化槽やくみ取り槽から合併処理浄化槽へ転換する場合に、補助金を交付する制度です。

１　対象の建物　（５０人槽以下の浄化槽を設置する次の建物）

(1) 既存の住宅

(2) 既存の併設住宅（例：店舗付住宅、事務所付住宅など）
（住宅部分の処理対象人員が１／２以上であること）

(3) 既存の集会施設（地域の公民館等）

※　新築（建替えを含む）の建物は補助対象外です。

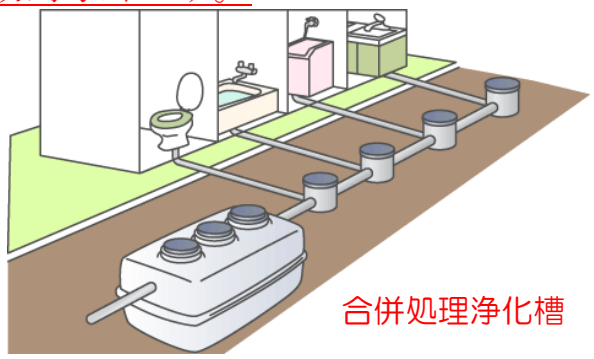

合併処理浄化槽

２　対象の地域

公共下水道事業計画区域以外の地域
（七ツ島二丁目を除く）

３　補助金の額

人槽区分	浄化槽の設置に要する費用	単独処理浄化槽を撤去して合併処理浄化槽に設置換えする場合		くみ取り槽を撤去して合併処理浄化槽に設置換えする場合	
		単独処理浄化槽の撤去に要する費用	宅内配管工事に要する費用	くみ取り槽の撤去に要する費用	宅内配管工事に要する費用
5人槽	332,000円	150,000円	330,000円	120,000円	330,000円
6～ 7人槽	414,000円				
8～10人槽	548,000円				
11～20人槽	627,000円				
21～30人槽	981,000円				
31～50人槽	1,358,000円				

※上記の金額は、限度額です。

※浄化槽工事業者は、鹿児島県環境保全協会 鹿児島市支部にお問い合わせ下さい。
（電話２９６－９０１１）

▼注意　市が工事業者に委託して設置工事を勧めることはありません。

（うらへ続く）

４ 手続きの方法

補助金の交付を受けるための手続きは次のとおりです。

1 浄化槽設置届出書の提出
⇩
2 補助金交付申請書の提出
⇩
3 浄　化　槽　の　工　事
⇩
4 工事完了検査申請書の提出
⇩
5 補助金交付請求書の提出
⇩
補　助　金　の　交　付 ⇒ ご指定の金融機関口座に振り込みます。

市の職員が現場の確認を行う場合があります。

市の職員が工事途中に臨時検査を行う場合があります。

市の職員が完了検査を行います。

浄化槽設置後は！

浄化槽の機能を十分に発揮させるために、浄化槽法で定められた**保守点検・清掃・法定検査**を受ける必要があります。

保守点検

浄化槽の管理者（設置者）は、浄化槽の機能が正しく働き、処理水が法律で定める基準内で流されるよう、定期的に保守点検を行うことが義務づけられています。

保守点検は、市長の登録を受けた保守点検業者に委託し、実施してください。

清　掃

浄化槽をある期間使用していると汚泥やスカムが溜まり、浄化する機能が低下して処理水質が悪くなるため、毎年１回以上清掃することが必要です。

清掃は、市長の許可を受けた浄化槽清掃業者に委託し、実施してください。

法定検査

浄化槽の管理者（設置者）は、浄化槽法の規定により浄化槽の法定検査を受ける義務があります。法定検査には使用開始検査と定期検査があり、検査は県知事が指定する検査機関の(公財)鹿児島県環境保全協会が行っています。

（電話296－9000）

※保守点検・清掃・法定検査には費用がかかります。

浄化槽処理水の放流先にお困りの場合はお問い合わせください。

（問い合わせ先）
鹿児島市　環境保全課
電話　２１６－１２９１（直通）